

# 岡山市災害時受援計画

令和5年9月

岡 山 市



## 目次

第1章 総則	1
1.1 計画の目的	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 前提とする災害	2
1.4 基本的な考え方	4
1.5 災害対策本部と受援体制	6
第2章 人的受援計画	9
2.1 受援対象業務	9
2.2 受援のための事前準備	11
2.3 救出救助・災害医療機関への応援要請	12
2.4 国等への応援要請	13
2.5 他自治体等への応援要請と受入れ	14
2.6 ボランティアの活用	17
第3章 物的受援計画	19
第4章 受援力・災害対応力の向上	20
4.1 計画の見直し・改善	20
4.2 教育訓練計画	20

### 【資料編】

- ・様式集
- ・想定シナリオ

### 【別冊資料】

- ・受援業務シート

## 第1章 総則

### 1.1 計画の目的

平成23（2011）年3月の東日本大震災では、全国規模の広域応援活動が展開され、対口支援（自治体間のカウンターパート方式の支援）、地方自治法に基づく長期型の支援等、質量両面で我が国の応援・受援体制の転換期となった一方で、自治体自身の被災による業務データの喪失、宿泊地確保困難による自立型支援の必要性、支援ニーズの変化への対応等、新たな課題も生じている。

直近の平成28（2016）年4月に起きた熊本地震では、東日本大震災の経験に基づき、過去の被災地の職員が支援側に回って活躍するといった好循環が生まれたものの、2度に渡る大きな地震動により、行政自身を含めた甚大な被害が発生し、現場の混乱や災害対応の遅れによる多くの問題が浮き彫りとなった。特に、人的・物的支援の受入における混乱は大きな問題となり、東日本大震災での教訓を踏まえて多くの応援者や物資が発災初期より被災地にプッシュ型で送り込まれたものの、受け入れる自治体側の経験が乏しく、事前の準備も十分ではなかったことから、有効な対応・活用が出来ず、人的・物的資源が滞ることで更に混乱が広がり、他の業務へも影響が及ぶといった悪循環となってしまった。

南海トラフの巨大地震では東日本大震災の被害を超える全国規模の災害となる可能性も想定される中で、これら近年の災害による課題・教訓を踏まえつつ、来るべき災害がどのような様相であっても適切かつ柔軟に対応できる体制の整備が急務となっている。

このような教訓を踏まえ、内閣府では、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置し、災害対応業務の受援体制の現状と課題を調査・整理することで、平成29（2017）年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表した。

岡山市においては、岡山市国土強靱化地域計画をはじめ、岡山市地域防災計画や岡山市業務継続計画（震災対策編・風水害編）、岡山市職員対応マニュアルの整備などを進めているが、先述のような背景も踏まえ、より効果的かつ実効性の高い受援体制の確立を目指し、具体的な応援要請や受入の手順、役割分担等を定めた、岡山市災害時受援計画（以下「本計画」という。）を策定した。

## 1.2 計画の位置付け

国の防災基本計画において、「地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。」とある。

そのため、本計画を岡山市地域防災計画の関連計画に位置づけ、岡山市国土強靱化地域計画、岡山市地域防災計画を上位計画とし、岡山市業務継続計画（震災対策編・風水害編）や各種マニュアル類との整合を図ったものとして策定した。

## 1.3 前提とする災害

本計画は、岡山市業務継続計画（震災対策編・風水害編）との整合を図る観点から、震度5強以上の地震又は特別警報が対象とする台風や高潮、大雨による河川氾濫などの災害を基本とする。

なお、参考として地震動や液状化危険度、建物・構造物被害、ライフライン被害、人的被害等について整理し、時系列で被災シナリオとしてとりまとめた結果を資料編に示す。

表 1.3.1 南海トラフ巨大地震の被害想定数量（岡山市地域防災計画より抜粋）

算定項目		被害数量	単位		
建物被害（住家）	揺れ	全壊棟数※（）内は非住家含む	約4,400(約13,000)	棟	
		半壊棟数※（）内は非住家含む	約33,000(約75,000)	棟	
	津波	全壊棟数※（）内は非住家含む	約2,200(約6,400)	棟	
		半壊棟数※（）内は非住家含む	約21,000(約45,000)	棟	
	液状化	全壊棟数※（）内は非住家含む	約400(約900)	棟	
		大規模半壊＋半壊棟数 ※（）内は非住家含む	約15,000(約19,000)	棟	
	急傾斜地	全壊棟数※（）内は非住家含む	約10(約10)	棟	
	火災	焼失棟数※（）内は非住家含む	約5,400(約8,300)	棟	
建物被害合計(全壊＋焼失棟数)※（）内は非住家含む		約12,000(約29,000)	棟		
人的被害	揺れ＋液状化	死者数	約300	人	
		負傷者数	約4,200	人	
		重傷者数	約300	人	
	津波	死者数	約900	人	
		影響人口	約100,000	人	
	火災	死者数	約30	人	
		重傷者数	約60	人	
		軽傷者数	約300	人	
	急傾斜地	死者数	2	人	
		負傷者数	3	人	
		重傷者数	2	人	
	死者数 計		約1,200	人	
	避難者	避難所避難者数(災害直後～1日)		約120,000	人
		避難所外避難者数(災害直後～1日)		約59,000	人
		避難所避難者数(1週間後)		約57,000	人
		避難所外避難者数(1週間後)		約24,000	人
		避難所避難者数(1月後)		約19,000	人
		避難所外避難者数(1月後)		約44,000	人
帰宅困難者数(※平日・昼の場合)		約72,000	人		
施設・その他被害	上水道	断水人口(発生直後)	約470,000	人	
	下水道	支障人口(発生直後)	約440,000	人	
	道路	揺れ	約200	箇所	
		津波	約1,700	箇所	
	鉄道	揺れ	約200	箇所	
		津波	約200	箇所	
	橋梁	被災する可能性が高い	0	箇所	
		被災する可能性がやや高い	約20	箇所	
	危険物施設	火災	0	施設	
		流出	3	施設	
		破損	約40	施設	
	宅地造成地 (10ha以上)	ランクA	1	箇所	
		ランクB	2	箇所	
		ランクC	4	箇所	
	電力	停電(1日後) ※発生直後は100%停電	約17,000	世帯	
通信	固定電話不通	約46,000	回線		
災害廃棄物		約130	万t		
資産等の被害		約12,000	億円		

(※被害数量は、想定シーン冬夕方を示す。)

## 1.4 基本的な考え方

### (1) 受援対象組織

本計画で受援を想定する主な対象組織を以下に示す。

- 自治体 : 都道府県、市町村（指定都市市長会等の応援協定組織含む）
- 国関係機関 : 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、災害派遣医療チーム(DMAT)等
- 自衛隊 : 自衛隊法に基づく知事要請による派遣を想定
- 消防機関 : 緊急消防援助隊、消防団等
- 医療機関 : 岡山市医師会・歯科医師会等
- 協定締結団体 : 協定業者・企業等
- ボランティア : 個人、団体

### (2) 市対象組織

本計画における市対象組織の範囲は、災害対策本部体制の内、消防部を除く 21 の災害対策部とする。消防部については、災害時の人員運用や指揮命令系統などにおいて独立性が高く、業務内容の専任性も高いことを踏まえ、原則対象外とする。

### (3) 応援要請・物資要請の判断基準

応援要請・物資要請の基準は、災害対策本部の特別警戒体制となる「市内で震度 6 弱以上の地震」が発生した場合や「特別警報」が発表された場合、あるいは台風、大雨、洪水、津波により甚大な被害が発生した場合とする。

また、それ以外においても、本部長が受援を必要と判断した場合に応援要請・物資要請を行う。

### (4) 受援時期

受援の対象時期は、「岡山市業務継続計画（震災対策編・風水害編）」との整合性も踏まえ、大規模災害発生の場合、発災後概ね 1 か月を想定する。

なお、その後については、状況に応じて受援を検討する。

表1.4.1 想定される受援時期

応援者等		発災後の時期						
		直後	3h	1日	3日	7日	14日	1か月
人的支援	協定締結自治体				←	→		
	他自治体（要請）					←	→	
	国関係機関			←	→			
	自衛隊			←	→			
	消防機関		←	→				
	医療機関		←	→				
	協定締結団体				←	→		
	ボランティア				←	→		
物的支援	備蓄物資	←	→					
	調達物資				←	→		
	救援物資 （プッシュ）				←	→		
	救援物資（プル）					←	→	

### (5) 経費負担等

必要な経費（物資等の購入費・輸送費、車両の燃料費等）の扱いについては、予め負担の考え方を明らかにしておくことが重要である。岡山市では、ガイドラインや他市事例等を踏まえ、基本的には以下とする。

- ①協定に基づく応援の場合、協定で定めている費用負担とする。このため、協定を締結する際は、できるだけ費用負担について具体的に記載するよう努める。
- ②協定に基づかない応援要請による応援の場合、応援に要する経費は、原則として岡山市（受援側）が負担するものとする。
- ③協定に基づかない自主的な応援の場合、応援に要する経費は、応援側が自主負担することを基本とする。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法の適用範囲となる経費について、岡山県が支弁することを明記・周知することが望ましい。



## 1.5 災害対策本部と受援体制

### (1) 受援組織の業務内容・役割

災害時における受援の業務内容・役割については、国のガイドラインにより、主に以下のことを想定する。

- ① 庁内の人的・物的資源ニーズや受入状況等、現状の把握・整理・とりまとめ
- ② 人的・物的資源の過不足整理や管理帳票作成
- ③ 今後必要となる人的・物的資源の見積り検討と応援要請・物資要請
- ④ 上記①～③の項目に関する庁内共有・調整
- ⑤ 必要に応じた調整会議の企画・運営
- ⑥ 応援職員への適切な執務環境の提供等、担当（災害対策部・班）への支援や配慮

### (2) 受援体制の考え方

災害時における業務継続の実行性を確保し、迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、岡山市における受援体制として、岡山市災害対策本部に、受援係（人的受援担当）及び物資係（物資担当）組織を設置する。

組織構成については、ガイドライン等を参考とし、岡山市の組織規模・特性や現状の災害対策本部の構成・状況などを踏まえ受援係と物資係を設置し、受援係を災害対策本部の本部室内に、物資係を災害対策本部室、区本部、各物資拠点にそれぞれ配置する。

受援係・物資係は、基本的に、各災害対策部の応援要請・物資要請の依頼を受け、全庁の調整や応援要請・物資要請、とりまとめ、情報共有を担うこととなる。ただし、受援に関して、各災害対策部から直接応援要請を行う方法も併用することとし、その場合、協定等により個別に応援要請を行う災害対策部は、応援要請や受入れ等の受援業務を主体的に実施し、結果を含めた情報の共有・とりまとめを受援係が担うものとする。

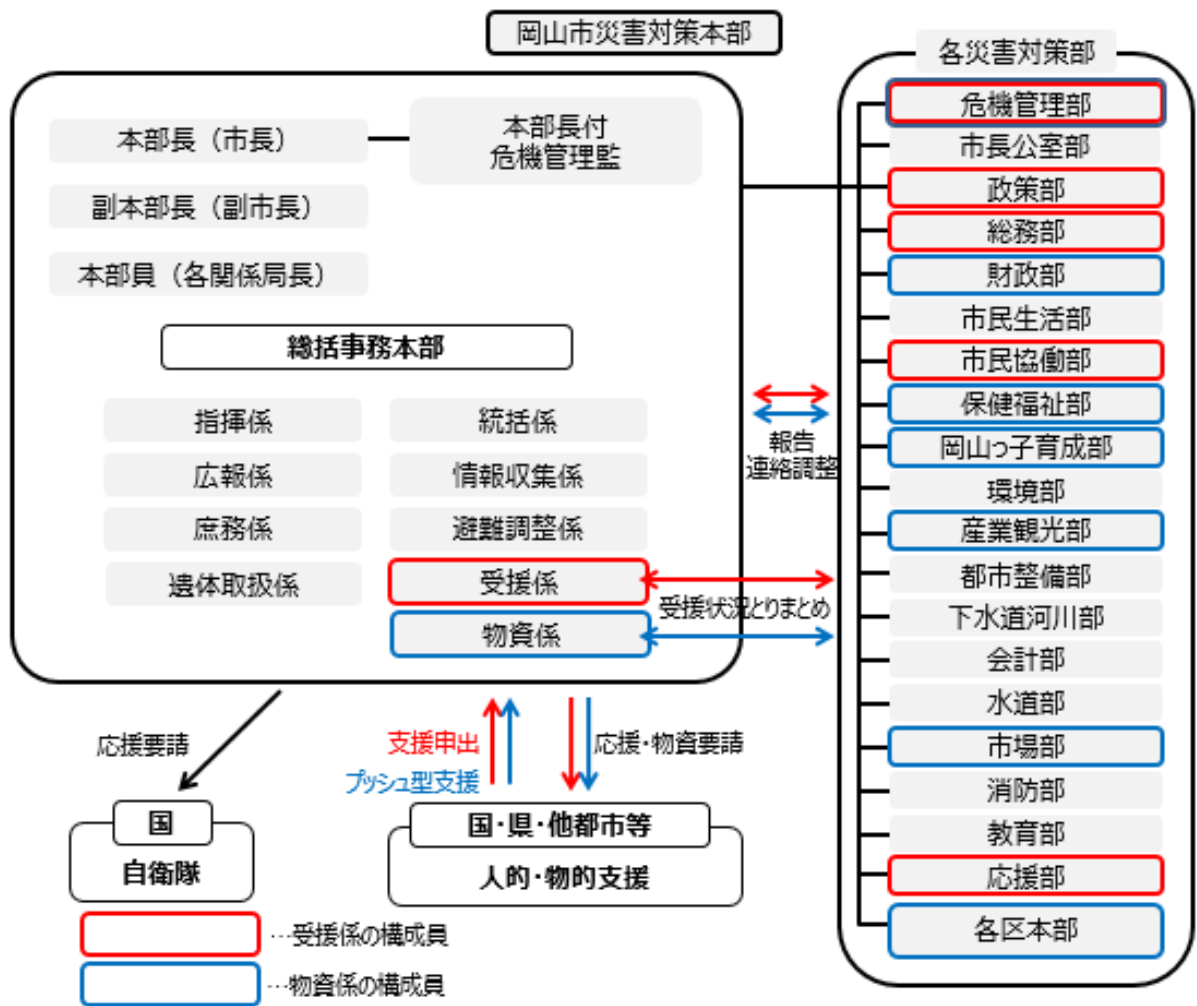


図 1.5.1 3号・4号配備時の災害対策本部組織図

### (3) 受援組織・構成

#### ○受援係

現災害対策本部体制の構成・役割を踏まえて、以下のように構成する

係長	担当部	人数
総務部	危機管理部	1名
	政策部	2名
	総務部	1名
	市民協働部	2名
	応援部	2名
合計		8名

## ○物資係

現災害対策本部体制の構成・役割を踏まえて、以下のように構成する。

係長	担当部	人数
財政部又は産業観光部	危機管理部	1名
	財政部	2名
	保健福祉部	2名
	岡山っ子育成部	2名
	産業観光部	2名
	市場事業部	1名
	各区本部	各2名 →計8名
合計		18名
※想定する役割・人数		
・ 総括・指揮：2名		
・ 物資要請受付・調整・調達・車両手配：6名		
・ 物資拠点管理：10名		

### (4) 現場への権限委譲

災害時は業務量が増大するとともに、時間的余裕もなく、通常の決裁手順では対応ができないことも多くなることから、応援業務の現場における決定権を大幅に委譲することが考えられる。このため、受援業務の担当（災害対策部・班）においては、指揮命令者の指示による活動を原則とし、状況に応じて、受援担当者の裁量権を認めるものとする。

なお、現場判断・決定の場合は、迅速に受援係（災害対策本部）へ報告する。

## 第2章 人的受援計画

### 2.1 受援対象業務

受援の対象とする業務は、「岡山市業務継続計画（震災対策編）」の非常時優先業務のうち、災害対応業務（1,376業務）について、内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や「地方公共団体の受援体制に関する検討会」資料、他自治体事例、岡山市の熊本地震等災害支援実績を踏まえて選定した。

#### ○受援業務一覧

選定した受援対象業務は、全364業務である。災害対策部別の業務数を以下に示す。また、災害対応業務分類別の業務数一覧を次ページに示す。

表 2.1.1 災害対策部別の受援対象業務数

災害対策部	受援業務数
危機管理部	11
市長公室	3
政策部	0
総務部	5
財政部	3
市民生活部	7
市民協働部	7
保健福祉部	10
岡山っ子育成部	4
環境部	5
産業観光部	2
都市整備部	24
下水道河川部	23
水道部	4
教育部	5
北区本部	54
中区本部	33
東区本部	77
南区本部	87
<b>合計</b>	<b>364</b>

※会計部、市場部、応援部は受援対象業務無し。

表 2.1.2 受援対象業務の災害対応業務分類別業務数一覧

No.	災害対応業務分類	受援業務数
1	災害対応体制の確立	4
2	情報の収集・伝達・連絡調整等	36
3	道路啓開・緊急輸送確保	17
4	所管施設の点検・緊急措置・被害調査等	33
5	所管施設の応急復旧等	82
6	応援要請・受援対応	7
7	広報・プレス対応	30
8	相談窓口関連業務	15
9	避難所の開設・運営支援	24
10	要配慮者支援	2
11	救急救護・医療活動	2
12	行方不明者捜索及び遺体処置等	18
13	応急給水	2
14	物資の調達・供給	26
15	建物の被害調査	9
16	り災証明書発行業務	6
17	被災者生活再建支援金手続	1
18	応急住宅確保関連業務	6
19	廃棄物処理	7
20	保健衛生・防疫対策	14
21	浸水の排水対策	5
22	災害ボランティア対応	6
23	学校等の教育再開に係る業務	3
24	義援金・災害見舞金等の受付・支給	6
25	災害に伴う給付業務・税の免税等賦課調定業務	3
合計		364

## 2.2 受援のための事前準備

災害時の円滑な受援のため、事前より定めておくべき事項や準備しておくものについて、以下に整理する。これらの情報は、受援業務シートにより、業務ごとに整理を行っているものであり、具体的な事前の準備・取り組みについては、それらシートを参考として進める。

### (1) 事前の取り決め・準備事項

#### ○業務実施場所

各執務室あるいは対応現場が基本となるが、災害対策本部室、会議室、避難所などについても主な実施場所となる。これら想定するスペースについては、重複等、事前からの確認・調整が必要となる。

#### ○資機材・備品

各業務において、受援業務を実施するための各種備品等の準備が必要となる。主なものとして、パソコン、インターネット回線、地図・図面、電話（通信手段）、デジタルカメラ、自動車などであるが、これらについては、必要な全数量による不足が生じないか等、事前より調整が必要となる。特に、自動車については、不足が想定されるため、できるだけ応援者に持参頂くよう、働きかけることが望ましい。

#### ○マニュアル

避難所運営マニュアル、下水道地震対策マニュアル、職員対応マニュアル、各種様式等について、事前より準備し、災害時に直ぐ使用できるよう、所定の場所を定め、保管しておくことが望ましい。また、随時最新の情報に更新しておくことも必要である。

#### ○駐車スペース

駐車スペースについて、応援者の参集に使用した車の駐車場、受援業務で使用するための車の駐車場などを確保する必要がある。市役所、区役所、支所、浄化センターなどにおいて、それぞれ不足する可能性がある。このため、使用する車（参集時の使用有無も含め）の選定や配置など、事前より調整しておくことが望ましい。

### (2) 応援者への要請事項

応援時に携行を要請する主なものとして、ヘルメット、長靴、手袋、懐中電灯、雨具、コンベックス、デジタルカメラ等があげられる。また、業務によっては、灯光器、拡声器、ポール、広報車両等、容易には準備が難しいものもことから、岡山市でも準備が可能であるか等、確認と調整が必要である。これらについて、事前より業務ごとにできるだけ明確にし、岡山市内部及び応援者と情報を共有しておくことが望ましい。

## 2.3 救出救助・災害医療機関への応援要請（発生直後から12時間以内）

甚大な被害により、本市職員や消防機関だけでは対応が困難であると予測される場合、発災直後からおよそ12時間以内を目処に、救出救助・災害医療機関へ派遣を要請する。

### (1) 自衛隊の派遣要請

#### ○要請方法

受援係は危機管理部と連携し、岡山県へ「災害派遣に関する要請」（様式 A）を提出する。なお、緊急を要する場合などは、とりあえず電話連絡し、事後速やかに文書を提出する。

岡山県（集中配備室） TEL：086-226-7372

FAX：086-225-4559、4659

（日本原駐屯地指令 TEL：0868-36-5151（内線 237））

#### ○災害派遣要請要求書の主な記載項目

ア 派遣期間

イ 派遣区域及び活動内容

- ・人命救助活動
- ・道路、水路の復興
- ・物資の緊急輸送
- ・避難所の給食、給水、入浴支援（※派遣時期は中期以降）

#### ○活動拠点の確保

- ・現地指揮所の勤務スペースの確保

常時10～15名が2交代シフトで勤務

PC、移動式ルータ、ホワイトボードの準備

- ・大型車両の派遣が必要な場合、総合運動公園や体育館など、部隊が集結・宿営できる場所を岡山県と調整のうえ確保すること。

#### ○要請の撤収

受援係から岡山県集中配備室へ「自衛隊の撤収要請依頼について」（様式 B）を提出し、要請を撤去する。

### (2) 緊急消防援助隊の派遣要請

#### ○要請方法

消防部から岡山県へ、「応援等要請のための連絡事項」を提出する。

緊急を要する場合などは、とりあえず電話連絡し、事後速やかに文書を提出する。

### (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

#### ○要請方法

保健福祉部（保健所）から岡山県へ要請する。

#### ○要請内容

- ・現場における救急医療
- ・災害拠点病院における患者の治療
- ・患者搬送及び搬送中の診療

## 2.4 国等への応援要請（発生直後から24時間以内）

災害対応が3日間以上継続し、非常時優先業務の対応職員の不足が見込まれる場合には、発生直後からおよそ24時間以内を目処に、国等へ派遣を要請する。

なお派遣業務の内容は、応援先の職員確保状況や、被災者・開設避難所の数、被災家屋の数に応じて変動することに留意する必要がある。

### (1) 総務省への派遣要請

#### ○要請方法

受援係は、危機管理部と連携し、岡山県へ要請する。

岡山県（集中配備室） TEL：086-226-7372

（総務省公務員課応援派遣室 TEL：03-5253-5230）

#### ○要請内容

[総括支援チーム]

- ・被害状況、応援職員のニーズ確認
- ・被災自治体の災害マネジメント支援

[対口支援チーム]

- ・避難所運営
- ・罹災証明書交付
- ・被災家屋調査

### (2) 指定都市市長会への派遣要請

#### ○要請方法

受援係は、危機管理部と連携し、指定都市市長会事務局へ要請する。

指定都市市長会事務局 TEL：03-3591-4772

#### ○要請内容

- ・避難所運営
- ・罹災証明書交付
- ・被災家屋調査

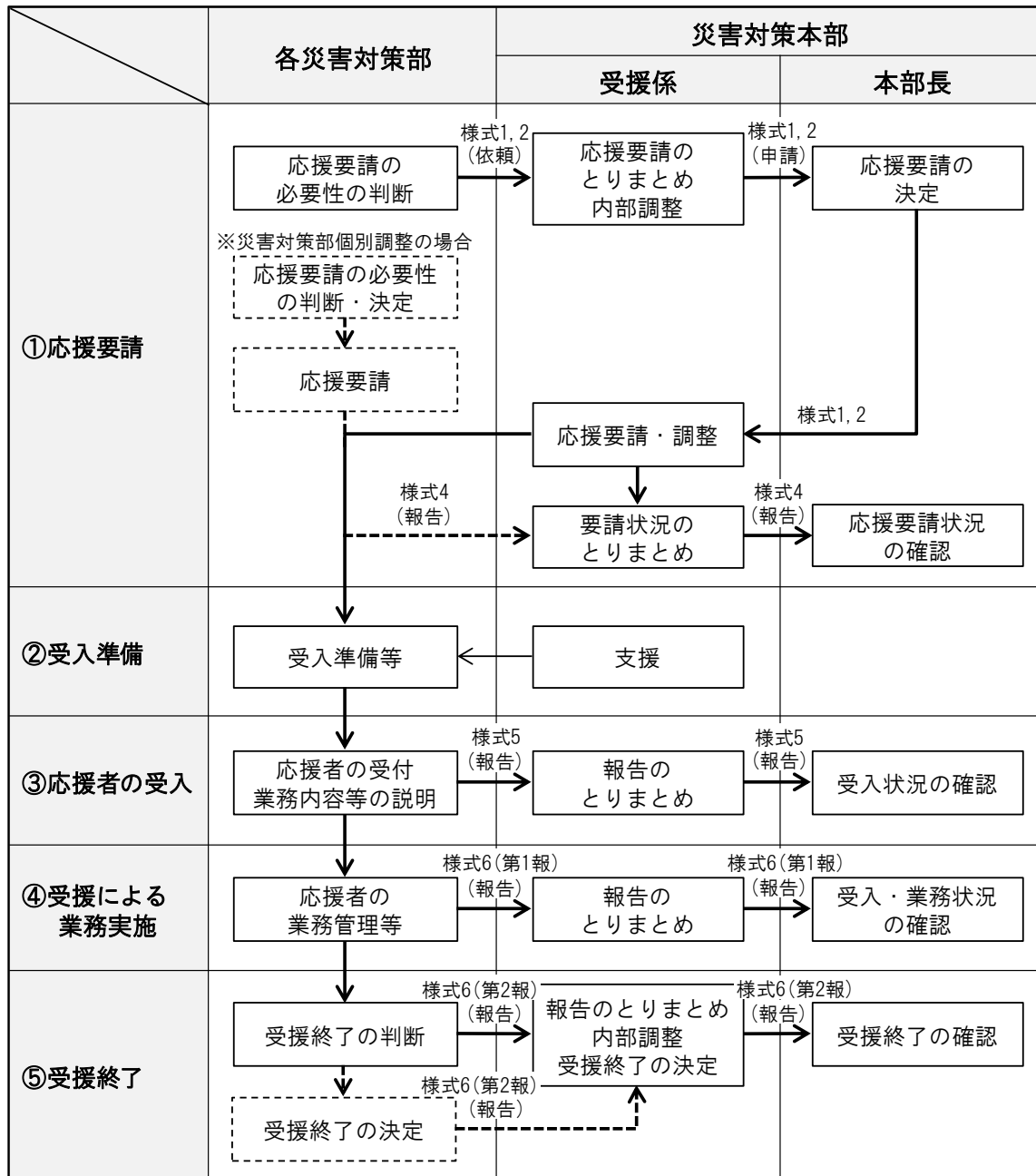


## 2.5 他自治体等への応援要請と受入れ（発生後2日目から1か月）

### (1) 受援フロー

受援の全体フローについて以下に示す。

なお、前章で示したとおり、一部の災害対策部（環境部、都市整備部、下水道河川部、水道部、消防部）においては、応援要請を個別に実施することとしているため、フロー内では破線で示した。



(※破線は、災害対策部独自で応援要請を行う場合を示す。)

図 2.5.1 人的受援のフロー図

## (2) 受援の手順

### ① 応援要請

- ・各災害対策部・班は、応援要請が必要な場合、受援係に「応援要請書」(様式1)、「応援要請状況確認書」(様式2)を提出する。
- ・受援係は、依頼状況を整理・集計し、災害対策本部会議に諮り本部長に応援要請の承認申請を行う。
- ・応援要請が決定した場合、受援係は、岡山県(集中配備室)に「応援要請書」(様式3)を提出し、応援要請を行う。
- ・協定に基づく応援要請の場合は、協定に定める方法、書式により要請する。
- ・応援要請結果について、受援係は、各災害対策部・班に報告するとともに、「応援要請報告書」(様式4)にとりまとめ、本部長に報告する。

※応援要請を個別に実施する災害対策部は、要請結果について様式4を用い、受援係に報告する。

### ② 受入準備

- ・受援係は、応援者の人数や到着予定等について調整・確認し、各災害対策部・班に情報を伝達する。
- ・各災害対策部・班は、必要な備品・資機材、執務スペース等について準備する。
- ・車両や特殊機材など、調達が容易でないものについては、応援者の持参を要請することを基本とするが、難しい場合、受援係が全庁での調整等、確保の支援を行う。
- ・応援者への要請業務について、被害状況・対応状況を踏まえ、必要な準備を行う。
- ・応援時における宿泊施設、食料等は、担当課が確保することを基本とするが、調達が困難な場合等、状況に応じて岡山市の関係部署が確認・調整が可能な場合は、受援係と調整し、確保に努める。

### ③ 応援者の受入

- ・各災害対策部・班の指揮命令者あるいは担当者は、応援者が集合場所に到着後、「応援職員等名簿」(様式5)を作成し、受援係に報告する。
- ・各災害対策部・班の指揮命令者あるいは担当者は、応援者が行う業務の内容や各種とり決め事項を応援者に説明する。
- ・受援係は、受入状況を整理・集計し、本部長に報告する。

### ④ 受援による業務実施

- ・各災害対策部・班は、応援を要請する業務内容の説明・指示、情報共有のためのミーティングを定期的実施する。
- ・災害対応状況や受援の業務状況等を把握し、必要によって業務の見直しや応援者の追加・縮減等を調整する。

- ・受入の状況や業務状況は、「受援状況報告書（第1報）」（様式6）により受援係に報告し、受援係で全庁の状況を取りまとめて、本部長に報告する。

### ⑤受援終了

- ・受援対象業務の終了や必要人員の充足などにより、応援者が必要なくなる見込みとなった場合は、受援終了の判断を行い、「受援状況報告書（第2報）」（様式6）により受援係に報告する。
  - ・受援係は、全庁の人員過不足等も考慮の上、受援の終了を決定し、本部長に報告する。
- ※応援要請を個別に実施する災害対策部は、受援の終了を各災害対策部・班で判断・決定し、その結果を様式6（第2報）により、受援係に報告する。

### (3) 留意事項

- ・応援要請を行う際は、受援業務シートの情報进行参考として、受援係が行うことを基本とするが、発災後の状況に応じて、受援業務の担当（災害対策部・班）と十分確認・調整を行う。
- ・可能な限りは便宜供与を行うこととするが、できないことは応援側での対応を求めることとして、なるべく早い段階で伝達する。
- ・応援者の交代に際しては、適切に引継ぎが行われるように、岡山市内部でも使用する引継ぎ「事務引継書」（様式7）を活用してもらうこととし、情報共有に留意する。

### (4) 関連協定

人的受援に関連する協定については、自治体との相互応援協定や、関係する事業者・協力会社等、多くの応援協定を締結している。協定一覧は、岡山市地域防災計画（資料編）に示す。

## 2.6 ボランティアの活用

### (1) 平時からの社会福祉協議会との連携

災害時において、ボランティアを効果的に活用し、迅速かつ円滑な対応が可能となるよう、平時より、岡山市社会福祉協議会や岡山県社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体等との合同での防災訓練を実施するなど、関連の取り組みを通じ、岡山市社会福祉協議会と岡山市、ボランティアの連絡応援体制の整備を図る。

また、岡山県が登録を進める、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、要約筆記、手話通訳、外国語通訳・翻訳及び建築物応急危険度判定）や、赤十字防災ボランティア、医療ボランティアなど、専門ボランティアに関する平時からの情報の共有・把握に努め、災害時での効果的な活動に繋げるための取り組みを推進する。

### (2) 災害ボランティアセンターの設置と役割

岡山市社会福祉協議会は、大規模災害発災後、速やかに岡山市災害ボランティアセンターを設置することを基本とするが、その設置決定手順等については、事前より明確にしておく必要がある。

岡山市災害ボランティアセンターは、以下に示す役割・業務を行う。

- a 被災地のボランティアニーズの把握
- b 一般及び専門ボランティアの受付及び登録
- c ボランティアのコーディネート
- d ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- e 災害ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- f 災害ボランティア活動の拠点等の提供
- g ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての岡山県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請
- h 岡山県に対する岡山県災害救援専門ボランティアの活動要請
- i その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

### (3) 岡山市災害ボランティアセンターとの連携方法・内容

岡山市災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、岡山市災害ボランティアセンターに情報提供を行うとともに、情報を共有することで、岡山市全域のボランティア情報を集約し、効果的なボランティア活動を支援する。また、そのため、市職員を岡山市災害ボランティアセンターに常駐し、情報共有・連絡の確実性を期す。

また、被災現地の状況を的確に把握し、効果的なボランティア活動に繋げるため、岡山市と岡山市災害ボランティアセンター、ボランティア団体等が情報を共有する場を設け、ボランティアとの情報共有を積極的に行う。

### (4) ボランティアセンターの広報

被災地のボランティアニーズに応じた効果的なボランティア活動を支援するため、ボラン

ティアニーズや活動状況等を的確に公表する。そのため、災害ボランティアセンターの設置状況やボランティア募集状況等について、定例会見や岡山市ホームページでの公表等、予め広報の方法・タイミングを定めておく。

### 第3章 物的受援計画

救援物資の受入・配送等については、物資供給計画において整理することとする。

## 第4章 受援力・災害対応力の向上

### 4.1 計画の見直し・改善

本計画は、国・県等の動向や最新の知見を踏まえ、随時計画の見直し・改善を図ることが必要であり、受援計画の立案（計画(Plan)）、計画・訓練の実施（実行(Do)）、効果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Act)）により構成される PDCA サイクルを構築し、それを着実に推進していくことが重要である。また、そのサイクルの中では、計画を実際に実行する職員が、自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から受援に対する意識の向上に努めることが重要となる。

このようなPDCAサイクルに基づき、本計画は、岡山市地域防災計画や岡山市業務継続計画（震災対策編）等との整合性の観点から、岡山市地域防災計画あるいは業務継続計画（震災対策編）・関連マニュアルの更新時に整合性を確認し、必要に応じて修正を行うものとする。

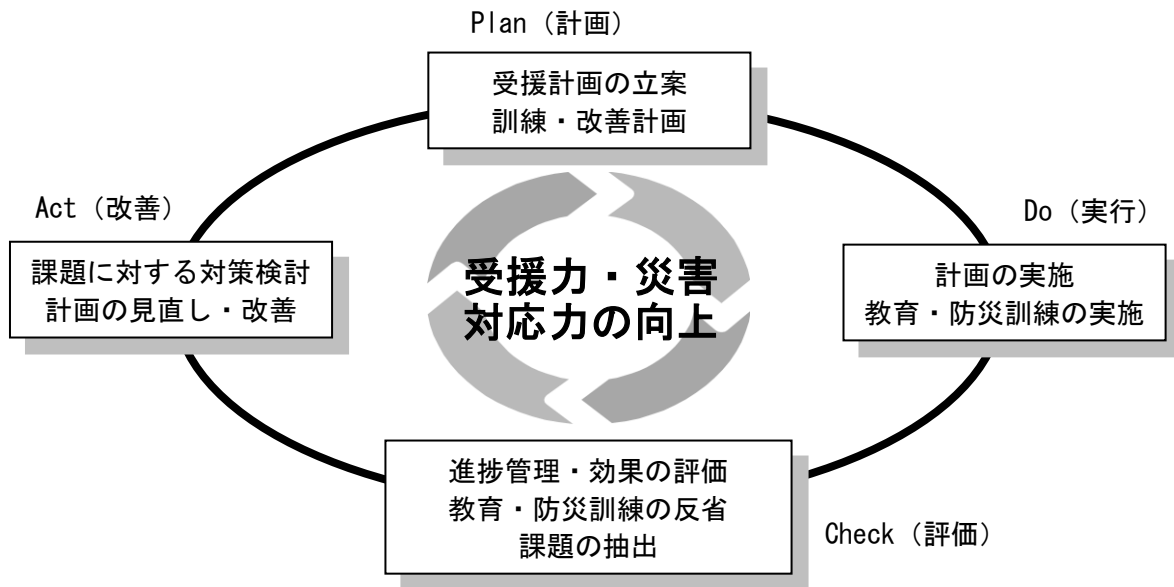


図4.1.1 PDCAサイクルに基づく運用

### 4.2 教育訓練計画

本市の受援力を向上し、職員及び組織の災害対応力向上を図るため、日ごろから継続的かつ計画的に教育・訓練に取り組むことが重要となる。

職員個人の災害対応能力及び組織的な対応力の向上を継続的に図っていくため、総合訓練や図上訓練等で受援に係るメニューについても取り入れていく。なお、訓練実施においては、訓練の狙い・検証項目を明確にし、チェックリストやアンケートなどを活用して、適切に記録を残すものとし、それら反省点・良かった点等の反映により、訓練内容の充実を図りながら、実効性の確保に繋げる。

様式A	災害派遣に関する要請	22
様式B	自衛隊の撤収要請依頼について	23
様式1	応援要請書	24
様式2	応援要請状況確認書	25
様式3	応援要請書	26
様式4	応援要請報告書	27
様式5	応援職員等名簿	28
様式6	受援状況報告書	29
様式7	事務引継書	30



様式A

年 月 日

岡山県知事 あて  
( 危機管理監 あて )

市町村長 氏 名 印  
( 部 局 長 印 )

### 災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

#### 記

#### 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

(2) 災害派遣を要請する事由

#### 2 派遣を必要とする期間

自 平成 年 月 日 時から  
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

#### 4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

様式B

年 月 日

岡山県知事 あて  
(危機管理監 あて)

市町村長 氏 名 印  
(部局長印)

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧もおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請依頼日時  
年 月 日 時 分
- 2 派遣要請依頼日時  
年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容

## 応 援 要 請 書

### (1) 受援窓口

災対部・班		
受援担当者		
連絡先	TEL :	FAX :
	メール :	緊急連絡先 :

### (2) 受援内容

受援業務番号		受援名	
受援内容			
要請したい 応援者	要請先	人数	必要な資格・職種・経験等
	他の自治体	人	
	民間企業	人	
	ボランティア	人	
	その他団体	人	
	団体種別問わず	人	
想定期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
必要な 資機材			
活動拠点 (集合場所)			
活動場所			
交通手段			
備考			

※1：本要請書は、各班が作成し主管班に提出してください。

※2：主管班は、各班の応援要請内容を取りまとめ、様式2と合わせて災害対策本部受援係に提出してください。

※3：活動拠点、活動場所は、土地勘のない方でも理解できるよう可能な限り地図を添付してください。

## 応 援 要 請 状 況 確 認 書

No.	受援 業務 番号	受援業務名	要請 人数	要請日	到着日	要請災対部・班	
						部	班
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※1：本確認書は、各班が作成し主管班に提出してください。

※2：主管班は、各班の応援要請状況を取りまとめ、様式1と合わせて災害対策本部受援係に提出してください。

様式3（岡山県 様式第1-1号）

〇〇 第 号  
〇〇 年 月 日

（知事名又は要請先市町村長名）

岡山市長 大 森 雅 夫

## 応 援 要 請 書

（岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定第2条第1項の規定）に基づき、下記のとおり応援を要請します。

### 記

- 1 応援を要請する理由及び被害の状況
  
- 2 応援要請内容
  - （1）派遣を要する人員の職種及び人数
  
  - （2）物資・資機材等の品名、数量等
  
  - （3）応援場所及びその経路
  
  - （4）応援の期間
  
  - （5）その他特記事項
  
- 3 添付書類
  
- 4 連絡先
  - 担当課・係名
  - 担当者（主担当）
  - 電話番号
  - F A X

（副担当）

## 応 援 要 請 報 告 書

### 1. 要請災対部・班

災対部・班		
受援担当者		
連絡先	TEL :	FAX :
	メール :	緊急連絡先 :

### 2 受援内容

要請日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
受援業務番号		業務名	
要請先	団体名		
	連絡先	TEL :	
要請根拠	法律・協定・その他		
	法律・協定名等 :		
要請内容			
要請対象 および 要請人数	要請先	人数	必要な資格・職種・経験等
	他の自治体	人	
	民間企業	人	
	ボランティア	人	
	その他団体	人	
	団体種別問わず	人	
想定期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
活動拠点			
活動場所			
交通手段			
備考			

※1 : 本要請報告書は、各班が作成し主管班に提出してください。

## 応 援 職 員 等 名 簿

1. 要請災対部・班・業務名

災対部・班		受援担当者	
受援業務番号		業務名	

2 応援職員等

所属			
所属先連絡先	TEL :	Mail :	
活動場所			
宿泊場所			

整理 番号	応援者情報			活動期間	
	氏名	TEL(個人)	TEL(緊急時)	始期	終期
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式 6

(第1報) 年 月 日 作成  
 (第2報) 年 月 日 作成

## 受 援 状 況 報 告 書

### 1. 要請災対部・班

災対部・班			
受援担当者			
連絡先	TEL :	FAX :	
	メール :	緊急連絡先 :	

### 2. 状況報告内容

(第1報)

受援業務番号		業務名	
要請内容			
団体名 および 人数			人
			人
			人
要請期間	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )		
活動拠点			
活動場所			

(第2報)

終了日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
------	---------------------

※1：本報報告書は、各班が作成し主管班に提出してください。

※2：主管班は、各班の応援状況を取りまとめ、災害対策本部受援係に提出してください。



## 事務引継書

- (1) 受援業務番号
- (2) 受援業務名
- (3) 担当災対部・班名
- (4) 担当者 (主担当) (副担当)
- (5) 連絡先
- (6) 確認日時 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分

## 前任応援者情報 (引継内容)

機 関 名 (団 体 名)		活動 人数	
活動内容			
進捗状況			
今後の予定			
留意事項等			
主担当者氏名			
主担当者連絡先			

## 後任応援者情報

機 関 名 (団 体 名)		活動 人数	
主担当者氏名			
主担当者連絡先			

本計画の前提として対象災害とした南海トラフ巨大地震によって、本市において想定される状況を取りまとめた被災シナリオ（災害様相）を以降に示す。本シナリオは、南海トラフ巨大地震発生後において、実施すべき各種災害対応の前提となる、被害状況のイメージを発災から時系列で取りまとめたものとなる。

南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (1/7)

※下線:受援業務に特に関係することが想定される被災シナリオ

項目		発災直後（～12 時間後）	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月
地盤	地震動	市内北部を除く 90%近くのエリアで震度 5 強以上の揺れを観測。 南部の南区周辺域で震度 6 強、低地部を中心に広い範囲で震度 6 弱の強い揺れとなる。 大きな横揺れが 2～3 分以上続く。 その後、大きな余震も発生。	震度 4～5 強程度の余震が頻発。	余震継続。	余震継続。	徐々に余震減少。
	液状化	市南部の平野部の広い範囲で液状化現象が発生。 噴砂や地盤の沈下・流動化が至るところで見られ、住宅や道路等にも被害が及ぶ。	大きな余震により噴砂が続く場所があり、水が引かないところも残る。	田んぼなどで噴砂の跡が残る。		
津波	津波	地震発生から 2 時間 50 分程度で津波が到達し、最大津波高は 2.5～2.6m となる。 児島湾から数 km 内陸まで広範囲に浸水し、その 7 割近くが 1～3m 程度の浸水深、南区の児島湖岸南部で最大 3m 以上の浸水深となる。 繰り返し同程度の津波が到達する。	津波警報が引き続き発令されており、海岸・河口部で繰り返し津波が到達。 およそ 1 日後に警報が解除される。	一部湛水となる地域が発生する。	<u>排水ポンプ等も用い、湛水解消。</u>	
市街地	建物被害	地震動の大きな市南部の平野部かつ耐震性の低い木造住宅を中心に、揺れにより約 13,000 棟（住家 4,400 棟）が全壊し、約 75,000 棟（住家 33,000 棟）が半壊、液状化により約 900 棟が全壊、約 19,000 棟が半壊する。 その後、津波による全壊が約 6,400 棟、半壊約 45,000 棟発生。	余震に伴い、建物被害が拡大。 火災焼失を含め、揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊等による建物全壊総数は、約 29,000 棟（住家 12,000 棟）となる。	余震による建物被害の拡大が続く。	（左記状況の継続）	
	火災	<u>発災後複数箇所から出火し、建物倒壊や津波による道路閉塞等により、消火活動に支障をきたす。</u> <u>木造住宅密集地等で初期消火できず、延焼する。</u>	<u>津波火災、通電火災等も発生し、一部は消火しきれずに延焼。</u> <u>合計約 8,300 棟の建物が焼失。</u>			

南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (2/7)

項目	発災直後（～12 時間後）	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月	
ライフ ライン	道路	震度 6 強となる南区東南部を中心に、周辺域含め、沿道建物倒壊や道路・橋梁盛土部等で亀裂・陥没・段差、液状化による噴砂等、道路閉塞となる被害が発生（200 箇所程度）。国道 2 号等幹線道路を始め、津波浸水域では、がれきの堆積によりほとんど閉塞。南部の急傾斜地・中山間部等で、斜面崩壊も発生し、一部孤立化する。限られた通行可能道路では渋滞が発生し、徐々に緊急車両も増える。高速道路は緊急点検後、緊急車両用に開放。	道路啓開が進められるが、重機等の不足もあり、なかなか進まない。 国道 2 号、30 号等の緊急輸送道路の啓開が優先され、一般の通行が規制される。 救急救護や救援に向かう車両で、通行可能な道路は渋滞となる。	津波浸水域間や土砂災害箇所等、不通箇所が以前残る。 緊急輸送道路の通行は、迂回路による区間を含めるとほぼ確保される。	主要な道路の不通箇所は徐々に減少。 幹線道路を中心に渋滞発生。	市内主要路線の交通がほぼ復旧。
	鉄道	地震動による高架部の被害や津波浸水の影響により、全線不通となる。	北部の津山線一部は、安全点検後再開となる。 その他区間は、安全点検中を含め、全て不通。	（左記状況の継続）	北部で一部再開となる区間が増える。	山陽新幹線岡山周辺区間、その他在来線も南部の一部区間を除き、復旧する。
	電力	発災直後は全域で停電となる。地震動の大きな南部では、建物倒壊や液状化、また、津波浸水により、電線・電柱等に被害が発生。発電所・変電所は、一部被害もあるが、機能損失はない。	系統切り替えにより、電線等被害の一部地域を除き、1 日後には多くのエリアで回復し、停電率 4%（17,000 世帯）程度となる。 一部の停電エリアの病院等重要施設では、非常用発電装置で対応するが、燃料の供給に支障の可能性。	重要施設のあるエリアを優先して復旧が進み、1 週間後にはほぼ復旧完了する。		

南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (3/7)

項目	発災直後（～12 時間後）	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月	
ライフライン	通信	全域で、輻輳のため通話はほとんどできなくなる。 南部では、津波浸水や電柱・電線等通信設備の被害から、固定優先電話も多くで利用困難。 メールもかなりの遅延を生じ、固定電話が利用困難なエリアではパケット通信も利用できない。 災害用伝言ダイヤルの運用開始。 携帯電話、スマートフォンは、停電のため充電できず、徐々に利用できなくなる。	携帯電話は、基地局の非常用電源と早期の電源回復により停波はしないが、輻輳は半日から1日続く。 電力の復旧とともに、被害の小さい地域から通信可能となり、1日後の不通率は数%程度まで回復する。 避難所等では、特設公衆電話が配備され始める。	重要施設や多くの避難所では、特設公衆電話や移動用無線基地局車の配備等により、通信が確保される。 津波等被害の大きいエリア以外は、電柱（電線）等の復旧により、不通率1%まで回復する。	残る一部地域で、電柱・電線復旧が進められる。	応急復旧が完了する。
	ガス	岡山ガス供給エリアで、安全装置の作動により、約30%の需要家が供給停止となる。	事業者による安全点検が始まり、安全が確認された需要家から供給が再開される。	点検が進み、供給支障率20%程度まで再開する。	導管補修や開栓等の応急復旧が進められる。	ほぼ復旧完了する。
	水道	配水管等の被害や停電の影響により、市内南部を中心に5割以上が断水となる。 大きな地震動や、一部液状化被害により、漏水する箇所も発生。	電力の回復とともに、断水人口は30%程度にまで減少。 給水車等による応急給水対応が始まる。	断水状態が続き、南区では依然30%程度、全体で15%程度の断水人口となる。 配水管の一部で仮設給水栓が設置される。	津波浸水域以外の配水管路は応急復旧が進む。	津波被害の大きい地域を除き、断水人口1%程度まで回復。
	下水道	停電による機能支障、津波浸水による処理場等の機能停止、管路の被害等により、発災直後の支障率は100%となる。 南部では、液状化によるマンホール浮上等被害も発生。	電力の復旧により、支障率が30%程度まで回復。 仮設トイレの設置が進む。 し尿等の回収が開始される。	処理場を中心に、機能回復のための応急復旧が進む。 管路は被害全容把握の段階。	管路の応急復旧が本格化し、徐々に利用可能となる。	津波被害の大きい地域以外、ほぼ復旧完了。

南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (4/7)

項目	発災直後 (～12 時間後)	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月	
救助・支援	建物倒壊	建物被害により約 300 人の死者、約 300 人の重傷者、約 4,200 人の負傷者発生。 倒壊建物の下敷きになる住民が多数発生する。 発災当初は近隣住民、消防団による救助活動が主体となるが、夜間のため、救助作業が難航する。	消防、警察、自衛隊、広域緊急援助隊等が到着し、救出活動が本格化。 一方で、本震により損傷した建物が余震によって倒壊し、新たな負傷者・救助対象者が発生するリスクがある。	引き続き救出活動が展開されるが、発生後 72 時間を過ぎて救出生存率が急激に低下。	救出活動終了。	
	津波	津波による死者約 900 人発生。夜間であることもあり、状況把握が難しく、救助活動も難航する。 漂流するガスボンベや車両からの出火により津波火災が発生。	救出活動が本格化するが、浸水地域への進出ルートは、がれき等により閉塞していることから、道路啓開を行ないながらとなり難航。 避難所等で孤立した住民救助のため、ヘリの要請。	津波による倒壊家屋等の救出活動が本格化。 津波による要救助者は、3,000 人近くに上る。	引き続き救出・捜索活動が続く。	(左記状態の継続)
	火災	自主防災組織・消防団を中心に初期消火活動を実施。 その後消防組織も加わり消火活動を実施するが、津波浸水・がれき散乱による道路閉塞箇所が多く、消火活動が難航。	緊急消防援助隊の助けも受け、消火活動を継続。 付近の河川やプール等から中継した放水活動を行なう必要が生じる。	3 日間で概ね消火活動は終了。 火災による死者約 30 人。通電火災への対応。	(左記状況の継続)	
	医療	道路閉塞や渋滞により、通行可能な路線が限られた中、負傷者の救出・搬送に時間がかかる。 トリアージの実施。 医療機関に負傷者が殺到。	引き続き、医療機関に負傷者が殺到。 地震による被害を受けた医療機関では医療機能が低下。 電力や水、医薬品不足の問題が発生する。 DMAT の活動開始。	医療機関の混雑継続。 医薬品・医療機具・人手の不足が深刻化。 重篤患者を中心に外部医療圏への搬送が必要となる。 避難所への巡回医療の準備。	避難所生活から来る疲労、ストレス等による体力の低下によって、罹病・病状が悪化し、震災関連死が発生する危険性が高まる。	混乱は落ち着くものの、医療業務は引き続き多数発生。 また、PTSD へのケアも要する。

南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (5/7)

項目	発災直後（～12 時間後）	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月	
救助・支援	避難所	住家被害、津波浸水、ライフラインの断絶、余震、火災等により、約 18 万人の避難者が発生。南区・東区では、多くの指定避難所が浸水し、孤立する避難者が発生。避難所以外の施設、または自家用車やテントに避難する人が多数発生。	津波浸水や停電、食料・水等の必要物資不足、トイレ不足などにより避難所避難者は約 12 万人となる。高齢者、障害者等の災害時要援護者へのきめこまやかな対応も求められる。	物資不足は一部解消されるが、時間と共に物資ニーズが変化。避難所運営を手伝うボランティアが増えてくる。ライフラインの復旧とともに避難所生活者は減少し、約 6 万人となる。	余震減少及びライフラインの復旧に応じて、住宅被害が軽微だった住民は自宅へ戻ることから、在宅避難者対応が増加。避難所暮らしに疲れを憶える人が増加。	避難所避難者約 2 万人、避難所外避難者約 4.5 万人。避難所暮らしの長期化により、高齢者を中心に体調を崩す人が増え、感染症等のリスクが増大。
	震災廃棄物		被害が少なかった地域では家内外の片付けを開始し、廃棄物が出始める。	浸水エリアの主要道路上等のがれき撤去開始。	全半壊の建物を除いて、概ね片付け完了。浸水エリア等の全壊建物の撤去開始。震災廃棄物が急増する。	市内全域で 130 万 t 前後の災害廃棄物が発生。廃棄物置き場が不足し、仮置き場を確保。
	災害時要配慮者	災害時要配慮者の安否確認、避難誘導に手間取る。避難が遅れ、津波に巻き込まれる人もいる。	福祉避難所が不足し、一般の避難所や社会福祉施設等への緊急入所が行われる。	自主防災組織とも協力した継続的な支援と健康状態の確認を要す。	避難所生活等で生活不活発発病発生の恐れ。	災害関連死・孤立死等の発生。
	死者・行方不明者	市内で合計約 1,200 人の死者が発生する。搬送・検死・身元確認の実施と共に、遺体安置所を設置する。	遺体の身元確認、家族への遺体の引き渡しを実施するが、身元の分からない遺体もあり、継続的な管理・保全を要す。	津波被害による行方不明者の捜索、遺体発見が続く。	施設被害、燃料不足等により、火葬処理能力が不足。	行方不明者の捜索が続く。

南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (6/7)

項目	発災直後（～12 時間後）	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月
職員・庁舎被害	市役所本庁舎は、揺れによる倒壊は免れるが、壁・柱等の亀裂や窓ガラスの損壊・散乱等、建物被害発生。庁舎内は、什器・PC 等の転倒や書類の散乱が至るところで発生し、業務再開に時間を要す。他庁舎は、大きな被害はないが、庁舎内の什器等散乱が発生。南区の役所・地域センターは、津波浸水による被害発生。市域の被害が多く、通信の不通、暗くなっていることもあり、職員の参集に時間を要し、安否確認も進まない。	庁舎内被害やライフライン途絶、必要資源の不足等により、災対本部の運営に支障を来す。職員の参集が進むが、人員不足が続く。避難者が市役所等公共施設に続々と集まってきて対応に追われる。	必要資源に加え、職員の食料等調達やトイレ確保等にも時間を要す。被害量が多く、行方不明者や問合せ等、対応に追われる。	必要資源調達や応援職員の到着により、業務対応が軌道に乗る。連日の災害対応業務により、職員の健康問題が発生する恐れ。	(左記状況の継続)
行政対応	他自治体からの応援	県や協定他自治体等へ応援要請。	協定を結ぶ自治体の多くが被災しており、応援職員がなかなか到着しない。被災のない自治体に対して応援要請。	協定を結ぶ自治体等へ応援要請。	協定を結ぶ自治体等へ応援要請。
ボランティア	地域のボランティアや NPO 等が活動を始める。当初は社会福祉協議会との連携が十分とれない。	各地からボランティアが集まり始める。災害ボランティアセンターの立ち上げ。	ボランティアの人数が増大し、受付等で時間を要す。	ボランティアセンターの運営が軌道に乗ることで、行政との連携が円滑に。	ボランティア活動の継続。
救援物資	国等のプッシュ型の支援物資が徐々に届き始める。	避難場所・避難所へ輸送を開始するが、道路閉塞、交通渋滞が物資輸送の障害となる。	救援物資が増え始めるが、道路交通情報や避難所のニーズ把握に苦労する。道路閉塞、交通渋滞が物資輸送の障害となる。	救援物資が殺到し、保管場所、仕分け要員、車両が不足。24 時間体制で救援物資が届けられ、対応を要する。	配送体制は安定するが、時間と共に避難者のニーズは変化する。それらに対応した物資調達・提供方法を工夫。



南海トラフ巨大地震による岡山市の被災シナリオ (7/7)

項目	発災直後（～12 時間後）	12 時間後～3 日	4 日～1 週間	8 日～14 日	15 日～1 か月	
行政 対応	学校	指定避難所として開設等対応。 南区・東区の一部避難所は、浸水により孤立化の可能性。	体育館及び校舎の一部が避難所として使用され、運営支援。 学校は休校。	(左記状況の継続)	避難所の運営支援と平行し、応急教育の開始準備を行う。	避難者に配慮しつつ、学校再開の準備が進み、1 か月後再開。 児童への就学支援、心のケア。
	建物危険度判定、罹災証明	県等への応援要請。	建物危険度判定が徐々に開始され、津波浸水エリアを除く全域で建物危険度判定が進められる。	建物被害認定調査、罹災証明発行手続きの開始。 他自治体からの応援調査員を受入。	津波被害を除く建物危険度判定の終了。 罹災証明発行手続き、各種被災支援手続きにより窓口が混乱。	(左記状況の継続)
	被災者対応（避難所）	自身の安全確保、家族の安否、周辺被害の状況等、生命維持及び情報に関するニーズへの対応。 通信手段の確保対応。	水や食料、毛布等のニーズへの対応、プライバシー確保のための対応。 避難所におけるペット飼育ニーズへの対応。	衛生面（トイレ、入浴等）や、暖かい食事等のニーズ対応。 在宅避難者への対応。	被災した自宅の公費解体等に対する問合せへの対応。	雇用や生活再建等の被災者生活再建支援に関する問合せへの対応。
	被災者対応（窓口）	安否確認、避難所の収容先等に関する問合せが殺到。	各窓口において、業務開始のための情報収集、情報の整理を実施。	市民相談窓口の開設。 被災状況、ライフラインの復旧、安否確認等に関する問合せが殺到。 状況がわからない、復旧が遅い等により、行政不満が増大の可能性。	窓口への市民の集中により長時間の受付待ちが発生。	義援金、雇用、生活再建等の被災者生活再建支援に関する問合せへの対応。

